

令和4年度 不登校の理解と支援講座

# 不登校の現状と 支援の視点



島根県教育庁教育指導課  
子ども安全支援室

# 本日の研修は・・・

## 不登校って

どうなっているの？

どう考えるの？

(理解)

どうすればいいの？

何ができるの？

(支援)



自分のこととして・・・

前向きに・・・

今日からできることを  
一緒に考えましょう



# 説明の流れ

- 1 不登校とは
- 2 不登校等の現状
- 3 不登校児童生徒への支援の在り方について
  - (1) 基本的な姿勢
  - (2) 基本的な考え方
  - (3) 教育機会の確保等に関する基本方針より
- 4 今後の取組についてⅠ（未然防止の取組）
  - (1) 不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える
  - (2) 未然防止のために取り組むこと
- 5 今後の取組についてⅡ（初期対応・自立支援）
  - (1) 不登校対応に組織で取り組む
  - (2) 社会的自立に向けた支援



# 1 不登校とは

## 不登校の定義

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。

## 不登校児童生徒とは

年間30日以上欠席した児童生徒(長期欠席者)を、「**病気**」「**経済的理由**」「**不登校**」「**その他**」の4つに分類した中の「**不登校**」に該当する児童生徒のこと

### ○「**病気**」での長期欠席

本人がケガや病気で長期の入院や通院、自宅療養が必要で欠席した場合

### ○「**経済的理由**」での長期欠席

家計が苦しくて教育費が出せなかったり、児童生徒が働いて家計を助けなければならなかったりして欠席した場合

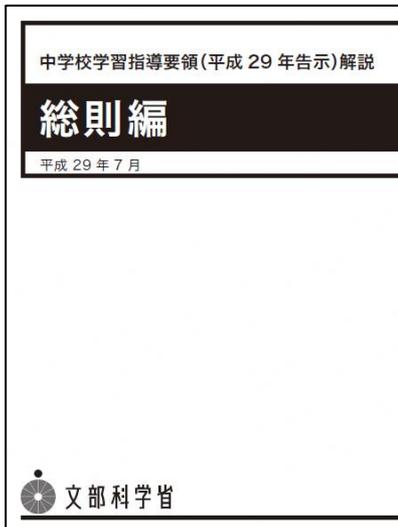
### ○「**その他**」の長期欠席

病気、経済的理由、不登校のいずれにも該当しない児童生徒を表し、例えば保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどで長期欠席した場合や、外国への長期滞在、国内外への旅行等のため長期欠席した場合や、連絡先が不明なまま長期欠席した場合や、欠席の理由が病気と不登校など、2つ以上あって、主な理由を特定できない場合

## 不登校傾向児童生徒とは

- ・年間の欠席日数が30日には至らないが、休みがちで、不登校による30日以上の欠席が懸念される児童生徒
- ・不登校による欠席日数が30日には至らないが、登校しても教室に入ることができずに、保健室や自学室等で過ごしている児童生徒
- ・不登校による欠席日数が30日には至らないが、登校しても教室に入ることができず、一定の場所でも過ごすことができない児童生徒

# 不登校児童生徒への配慮 ～学習指導要領総則編より～



## 第3章 教育課程の編成及び実施

### 第4節 児童生徒の発達の支援

#### 2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

#### (3) 不登校児童生徒への配慮

##### ① 個々の児童生徒の実態に応じた支援

(第1章第4の2の(3)のア)

ア 不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

##### ② 不登校児童生徒の実態に配慮した教育課程の編成

(第1章第4の2の(3)のイ)

イ 相当の期間小中学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

## 小学校学習指導要領解説（平成29年6月）抜粋

### 第4節 児童の発達の支援2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (略)

不登校は、取り巻く環境によっては、**どの児童にも起こり得ることとして捉える必要がある**。また、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、**その行為を「問題行動」と判断してはならない**。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に**寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつ**ことが、児童の**自己肯定感**を高めるためにも重要である。

また、不登校児童については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、**登校という結果のみを目標にするのではなく**、児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立すること**を目指す必要がある。

不登校児童への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた継続的な把握が必要である。

# 不登校児童生徒への配慮 ～学習指導要領総則編より～

## 小学校学習指導要領解説（平成29年6月）抜粋

さらに、不登校児童の状況によっては**休養が必要な場合がある**ことも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。あわせて、不登校児童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する**情報提供**及び**指導要録上の出席扱い**や通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては、その状況を見極め、当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ、**必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援**を行うことが重要である。

さらに、不登校児童が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、**安心して学校生活を送ることができるような支援**を行うことが重要である。

## 小学校学習指導要領解説（平成29年6月）抜粋

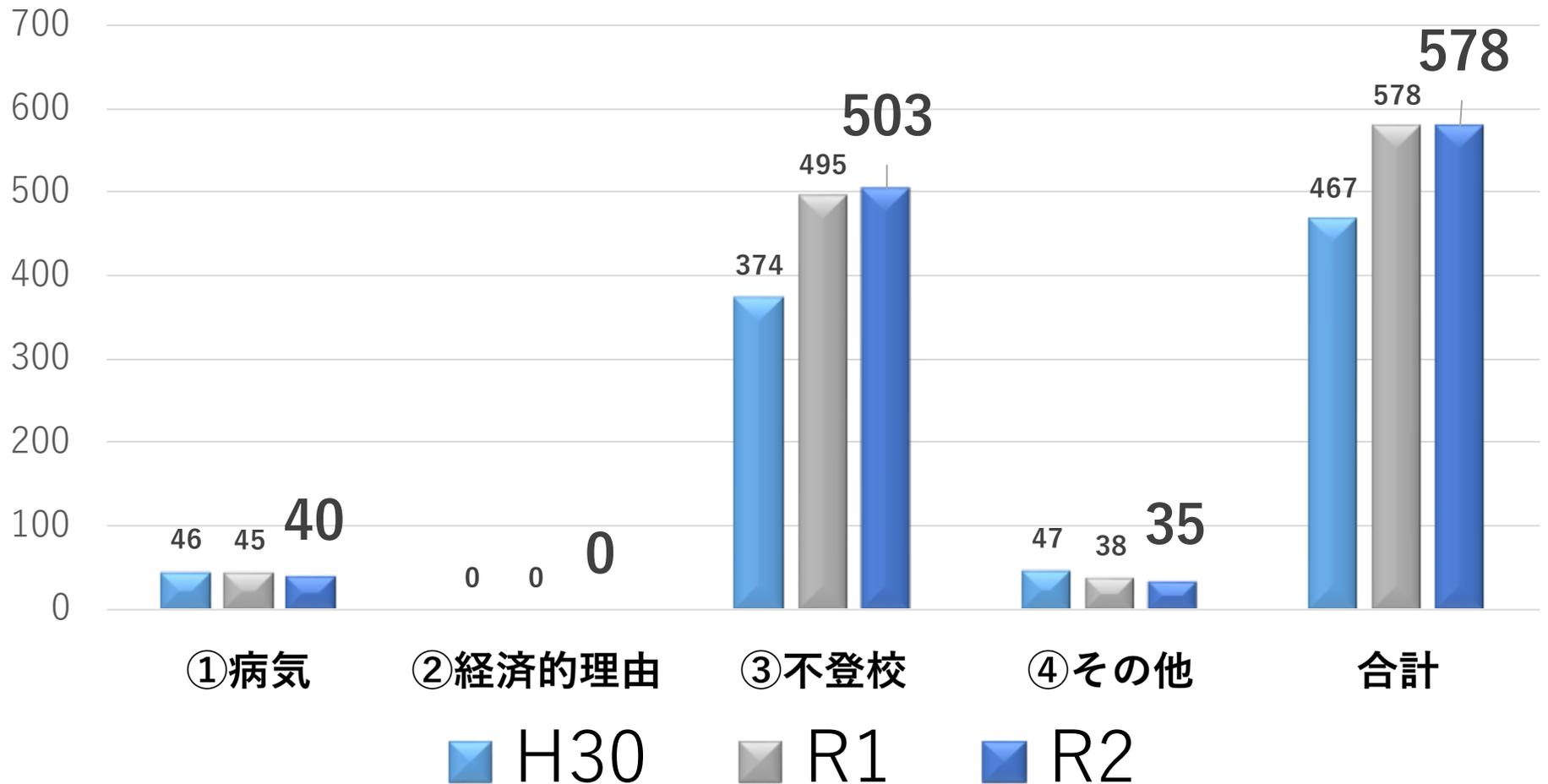
こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該児童や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

※中学校学習指導要領解説にも同様の内容の記載がなされている。

## 2 不登校等の現状

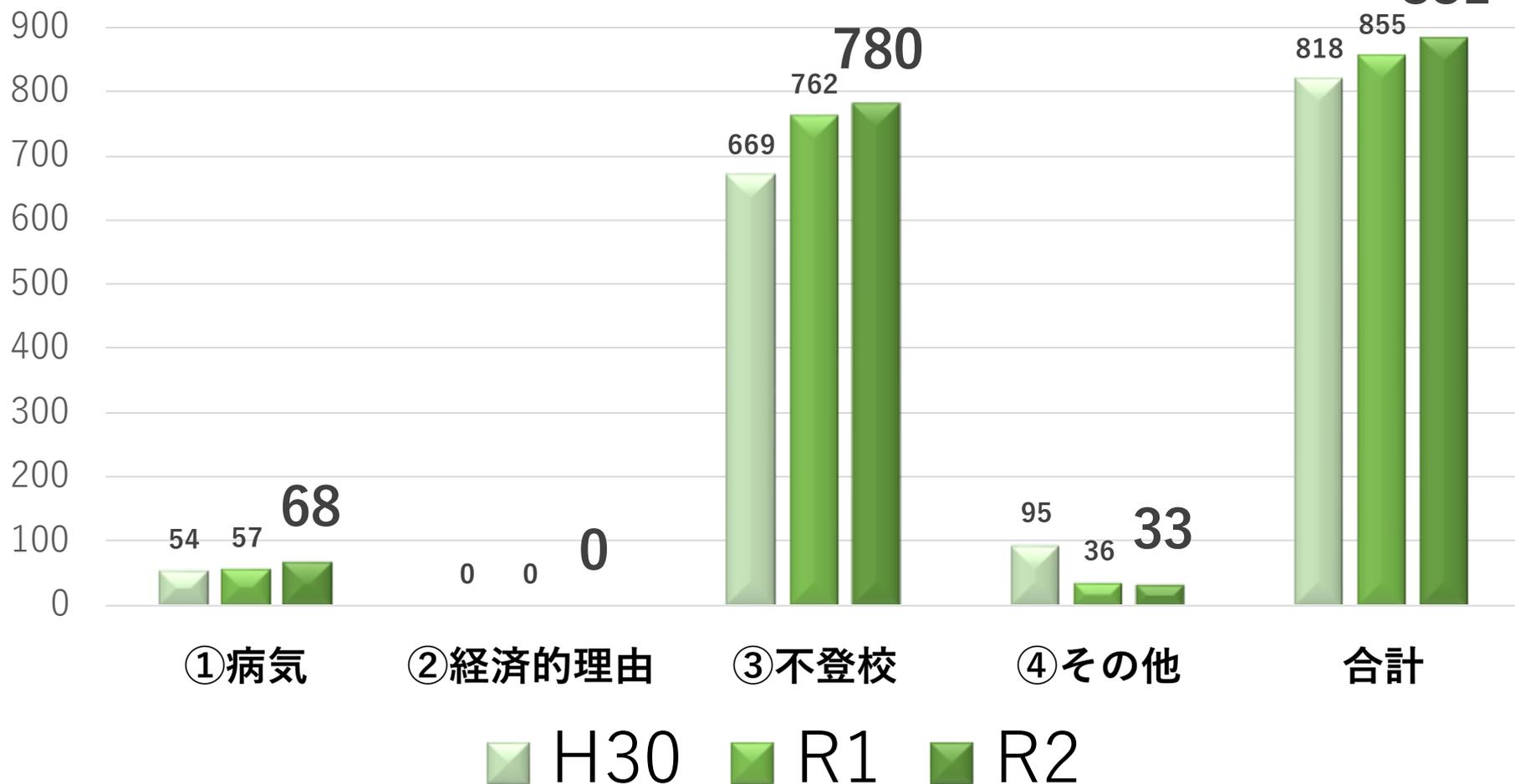
# 島根県の理由別長期欠席者数(H30～R2国公立立小学校)

## 島根県小学校 理由別長期欠席者

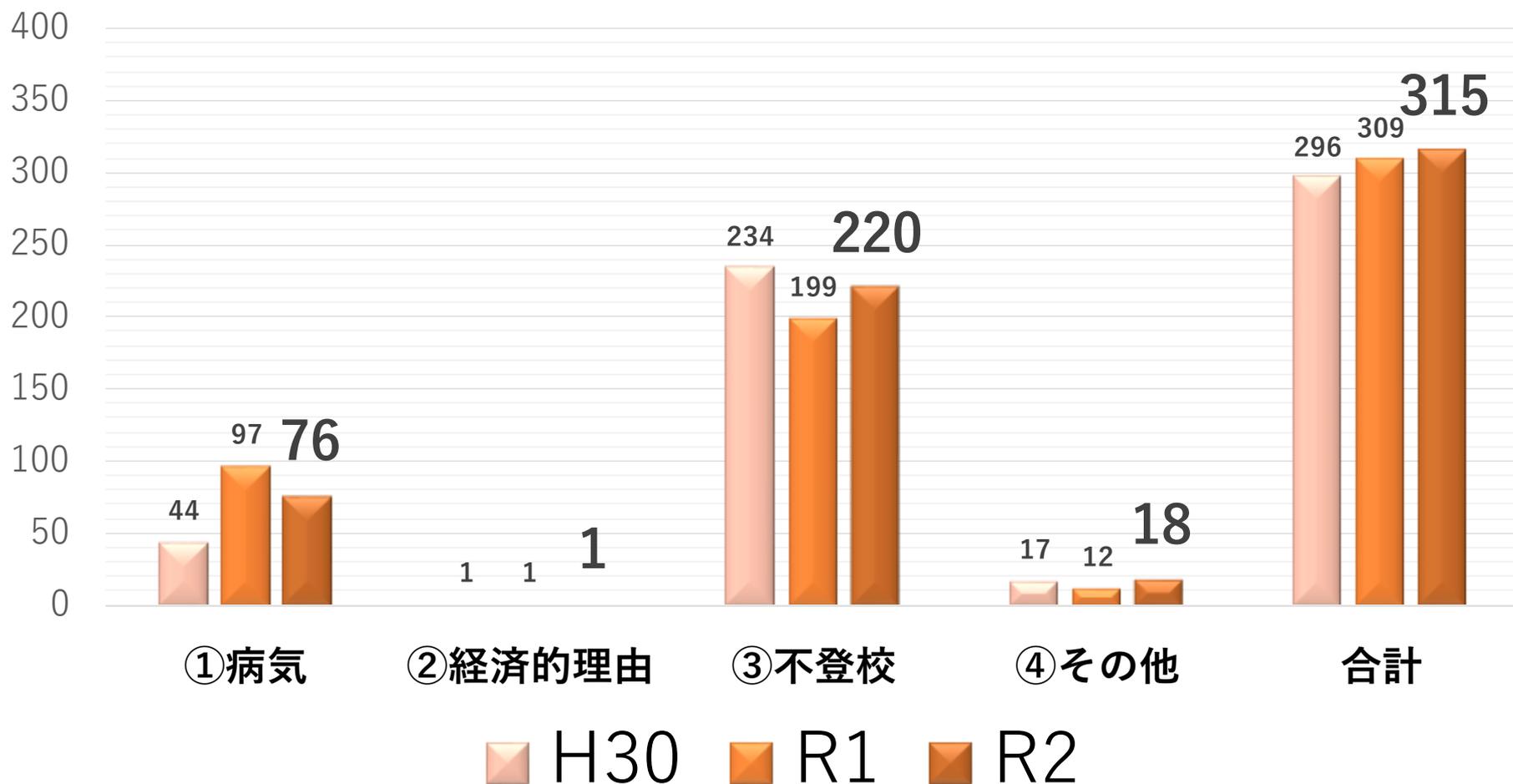


# 島根県の理由別長期欠席者数(H30～R2国公立私立中学校)

## 島根県中学校 理由別長期欠席者

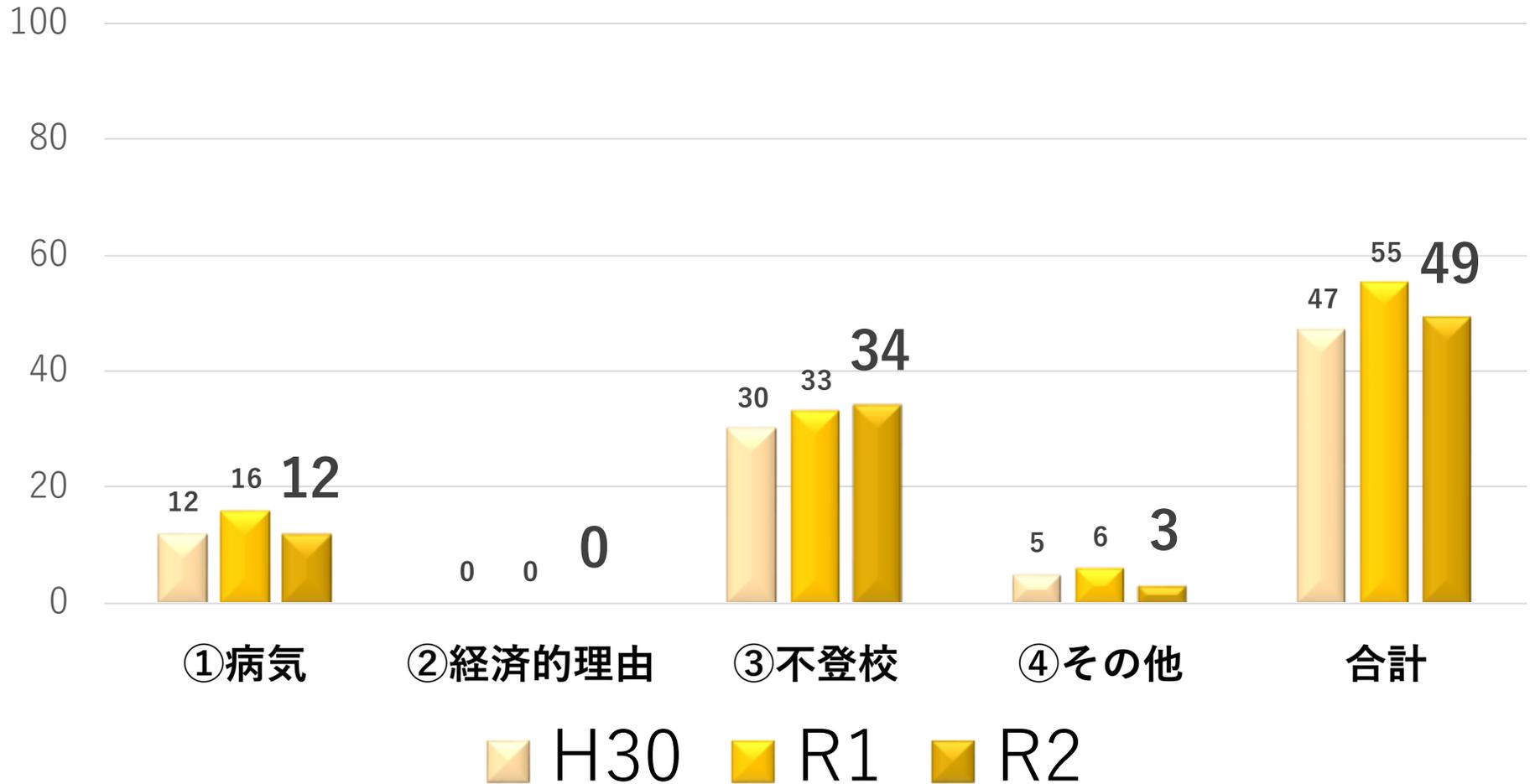


## 高等学校 理由別長期欠席者



# 島根県の理由別長期欠席者数(H30～R2特別支援学校高等部)

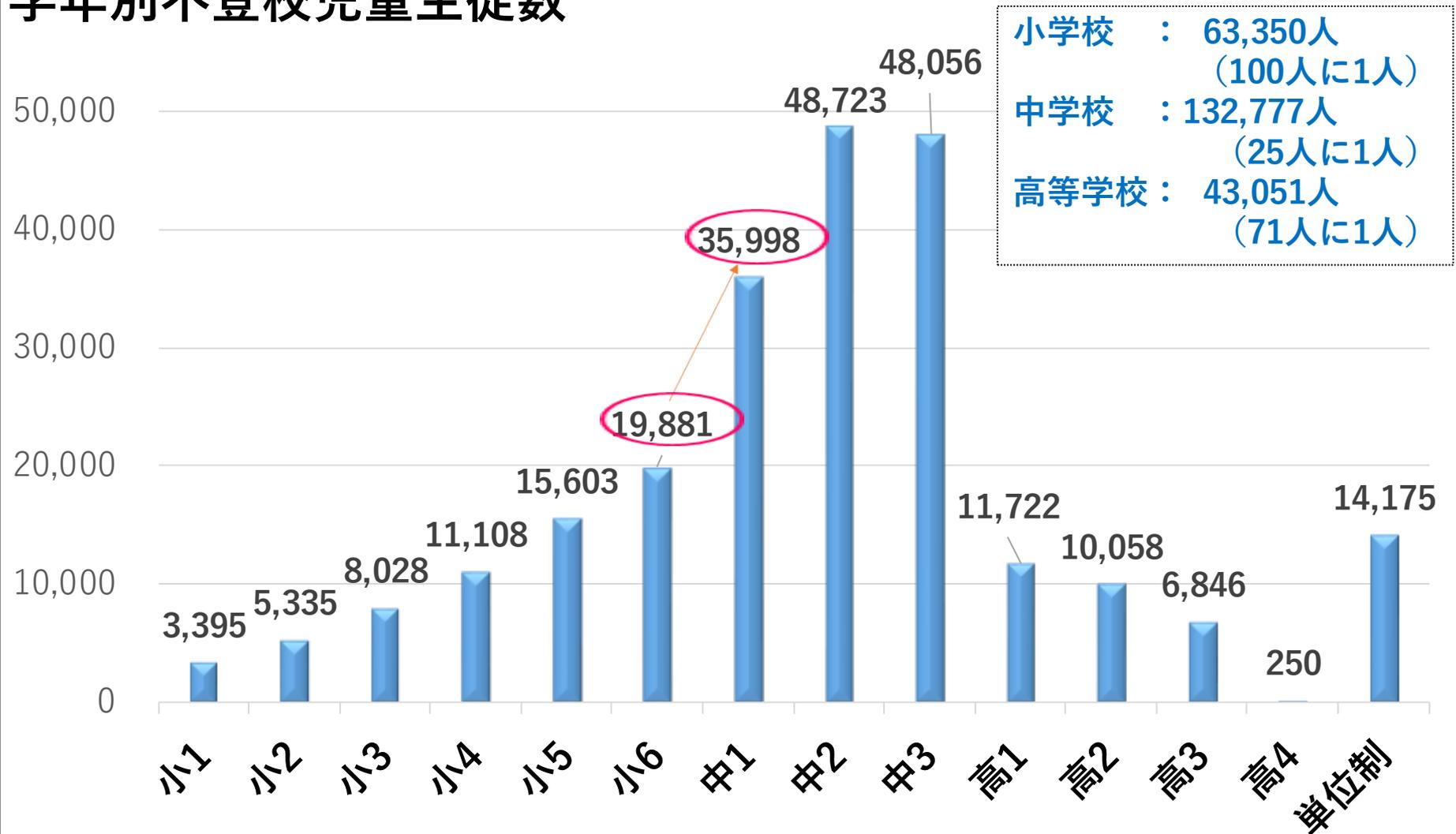
## 特別支援学校 理由別長期欠席者



# 全国学年別不登校児童生徒数(国公立 小・中・高等学校)

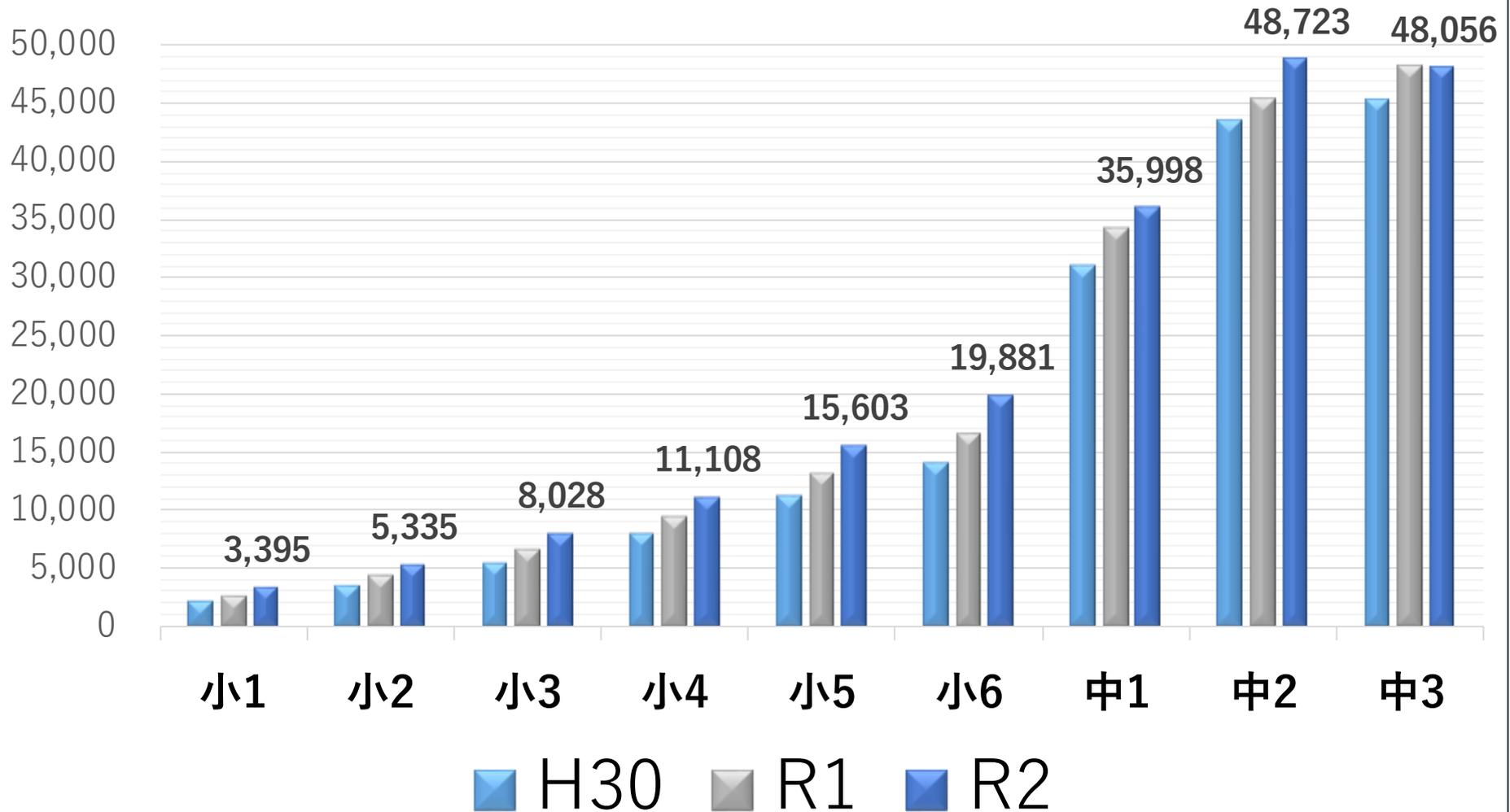
## 学年別不登校児童生徒数

令和2年度：239,178人（前年度：231,372人）



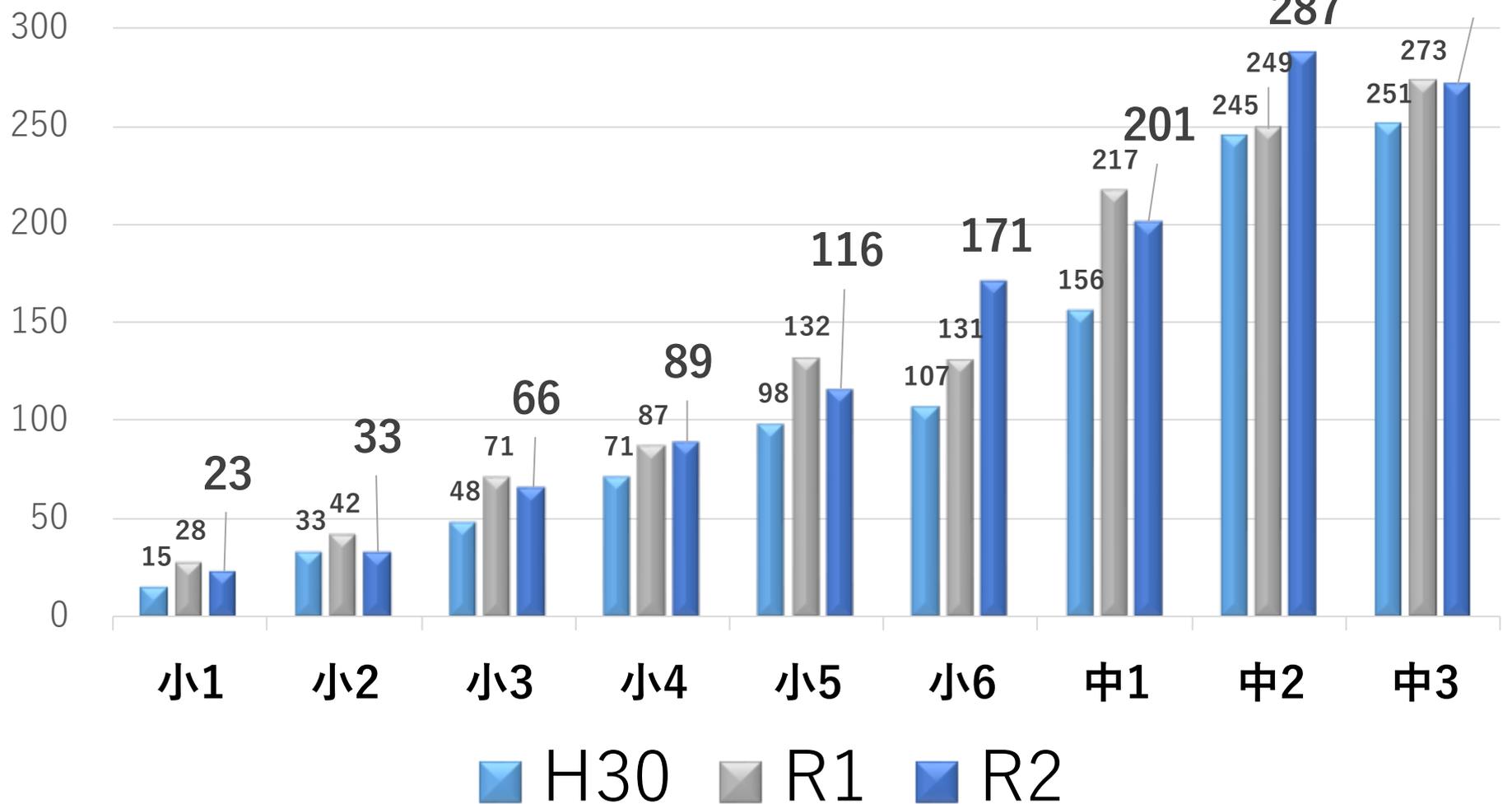
# 全国学年別不登校児童生徒数(国公立小・中学校)H30～R2

## 全国 学年別不登校児童数の推移



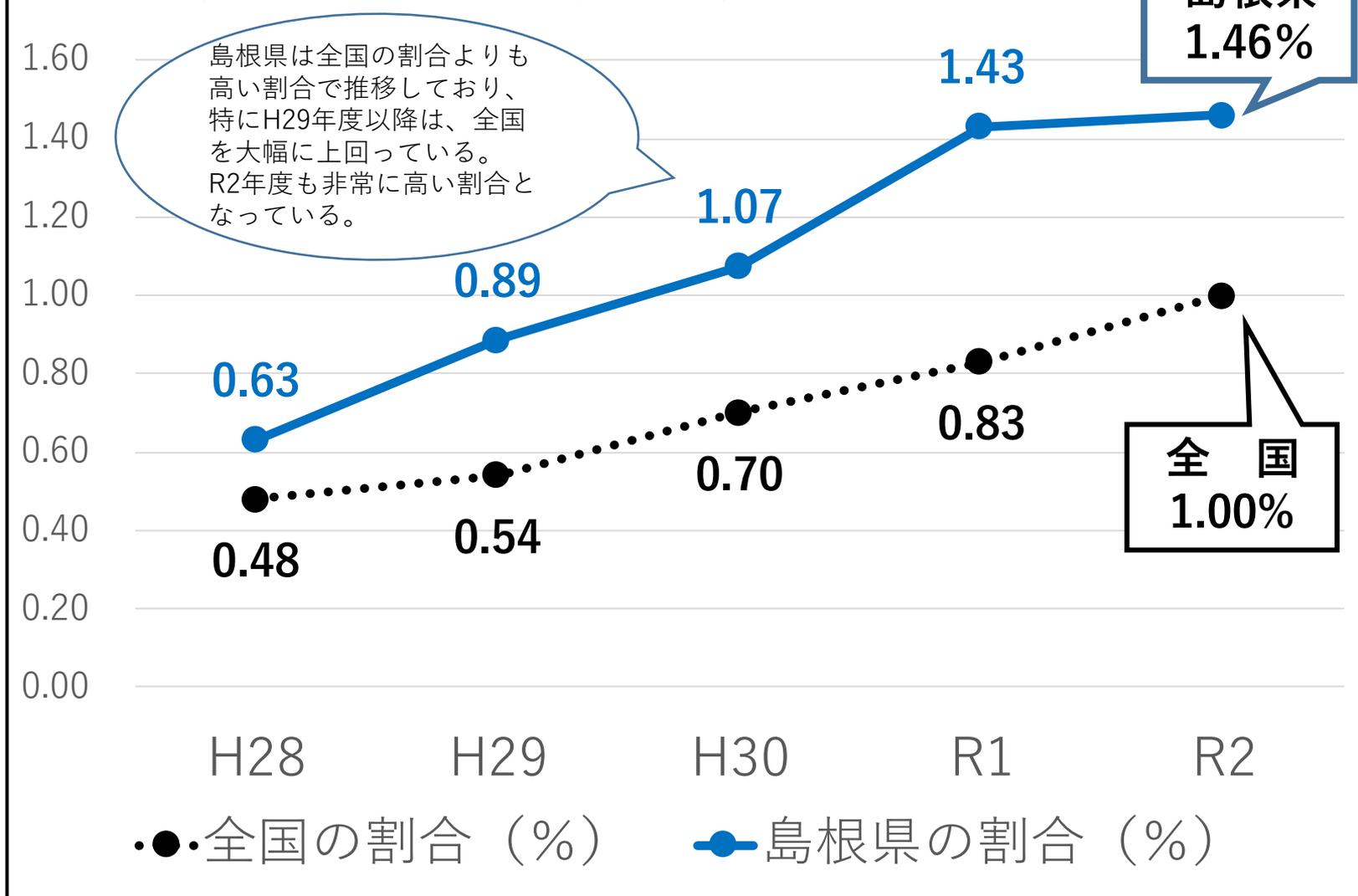
# 島根県学年別不登校児童生徒数(公立小・中学校)H30~R2

## 島根県 学年別不登校児童数の推移

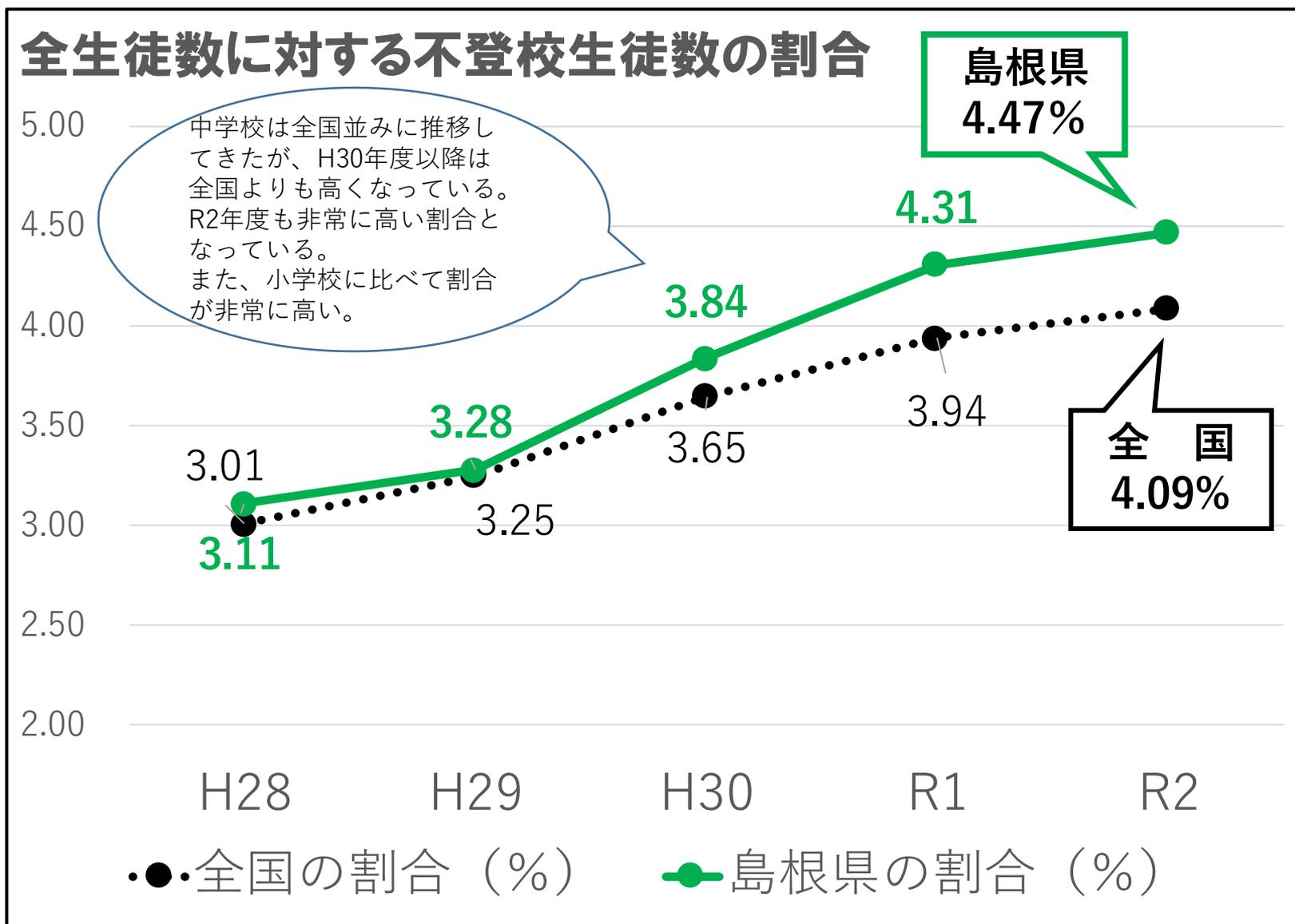


# 不登校児童生徒数の割合(公立小学校)

## 全児童数に対する不登校児童数の割合



# 不登校児童生徒数の割合(公立中学校)



# 3 不登校児童生徒への支援の 在り方について

不登校児童生徒への支援は、(中略)児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」:H28.9 文部科学省

- (1) 基本的な姿勢
- (2) 基本的な考え方
- (3) 教育機会の確保等に関する基本方針より

# 義務教育の段階における普通教育に相当する 教育機会の確保等に関する基本方針より

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

【平成28年12月14日公布】

## 基本方針（平成29年3月31日文部科学大臣決定）

### 1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

#### ○基本的な考え方

- ◆不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
  - ・魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
  - ・不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
  - ・不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
  - ・就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
  - ・不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
- ◆夜間中学校等における就学の機会の提供等
- ◆国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

# 義務教育の段階における普通教育に相当する 教育機会の確保等に関する基本方針より

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

【平成28年12月14日公布】

## 基本方針（平成29年3月31日文科科学大臣決定）

### 2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

#### ○児童生徒が安心して教育を受けられるような魅力ある 学校づくり

- ◆魅力あるより良い学校づくり
- ◆いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
- ◆児童生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施

#### ○不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

- ◆個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
- ◆不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
- ◆不登校等に関する教育相談体制の充実

# 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

R元.10 文部科学省

## 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立する**ことを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、**適切な支援や働き掛け**を行う必要があること

## 2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような**魅力あるよりよい学校づくり**を目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなく**スクールカウンセラー**や**スクールソーシャルワーカー**とも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、**教育支援センター**、不登校特例校、**フリースクール**などの民間施設、**ICTを活用した学習支援**など**多様な教育機会**を確保すること

## 3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、**教員の資質向上**を図ること
- ・**教育支援センターの整備充実**を進めるとともに、**教育支援センターを中核とした**不登校児童生徒やその保護者を支援する**ネットワークを整備**すること
- ・**訪問型支援**など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に**情報交換や連携**に努めること

# 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

R元.10 文部科学省

## 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の 指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援**を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

# 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

R元.10 文部科学省

## 自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の 指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が**現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。**

### 【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の

## 4 今後の取組について I (未然防止の取組)

(1) 不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える

# 不登校が増えるのは・・・不登校を減らすには・・・

## 不登校の増減について考える

国立教育政策研究所 滝 充氏 H30現職教員研修資料より

### 不登校児童生徒が増えるのは・・・

- () 不登校になった児童生徒が、学校に登校するようにならないから。
- () 休みがちだったり、まったく休んでいなかったりした児童生徒が、30日以上休むようになったから。

### 不登校児童生徒を減らすには・・・

- () 不登校になった児童生徒が、学校に登校するようになる。
- () 休みがちだったり、まったく休んでいなかったりした児童生徒を、30日以上休まないようにする。

## 不登校の数を二つに分けて把握する

「継続数」と「新規数」を区別してその推移をたどると異なる状況が見えてくる。

### 継続数

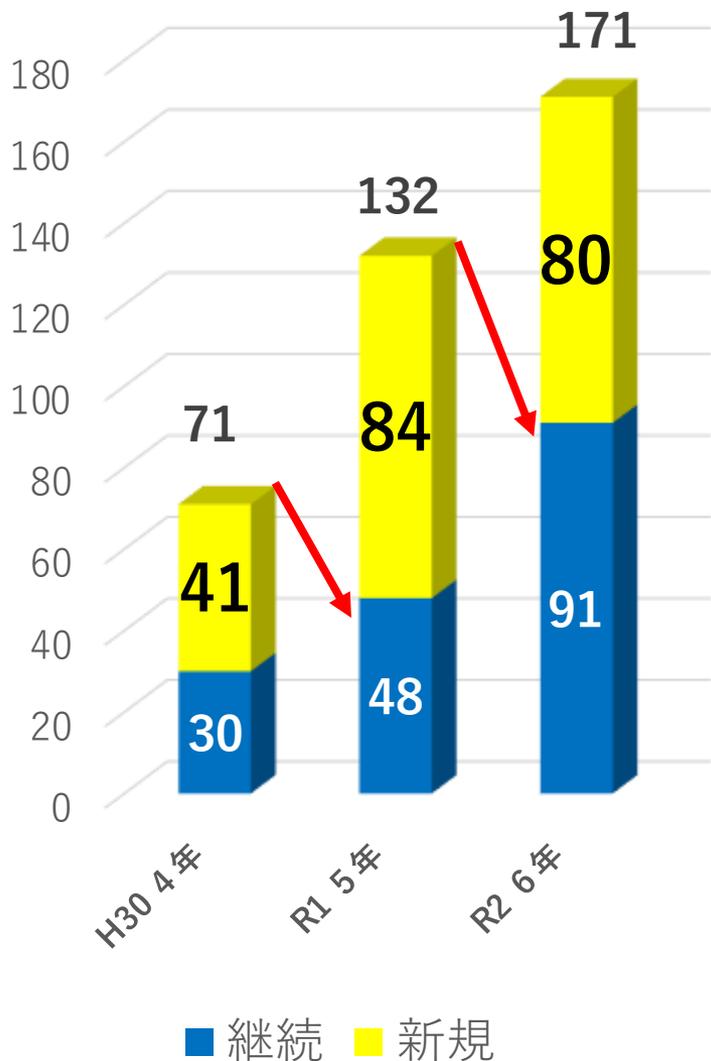
前年度も不登校であった児童生徒の数

### 新規数

前年度は不登校ではなかった児童生徒の数

# 「継続数」・「新規数」から見えるもの

R2 6年生



R2年度に6年生になった児童は、4年生(H30年度)から5年生(R1年度)になるときに継続数が23名減少している。つまり23名の不登校が解消している。

しかし、新たに84名が不登校(新規数)になったため、結果的に不登校児童数は132名となり、前年度より増加している。

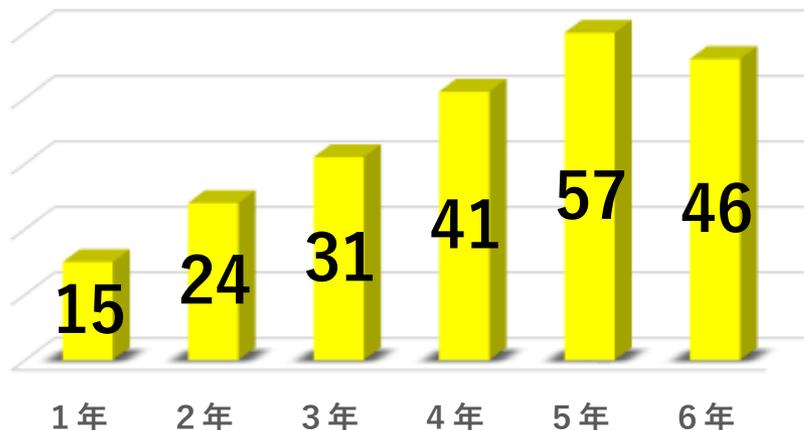
同様に、6年生になるときに41名が解消しているが、新たに80名が不登校になることで、結果的に91名から171名に増加している。

全学年において同様の現象が見られる

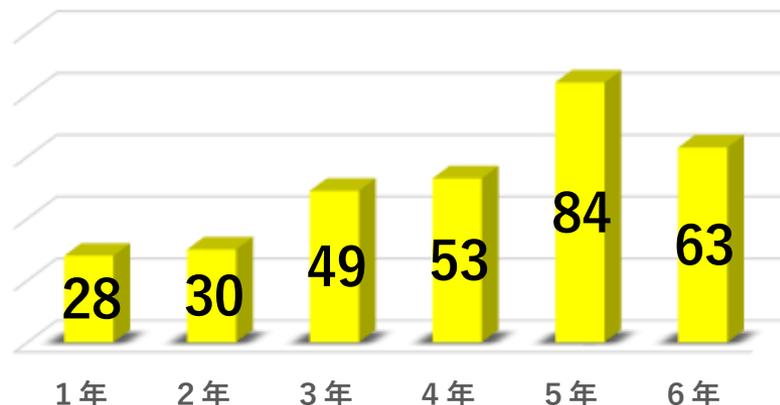
継続数が減少するのはこれまでの各校での不登校対応の取組の成果

# 学年別の新規数の状況(島根県 小学校)

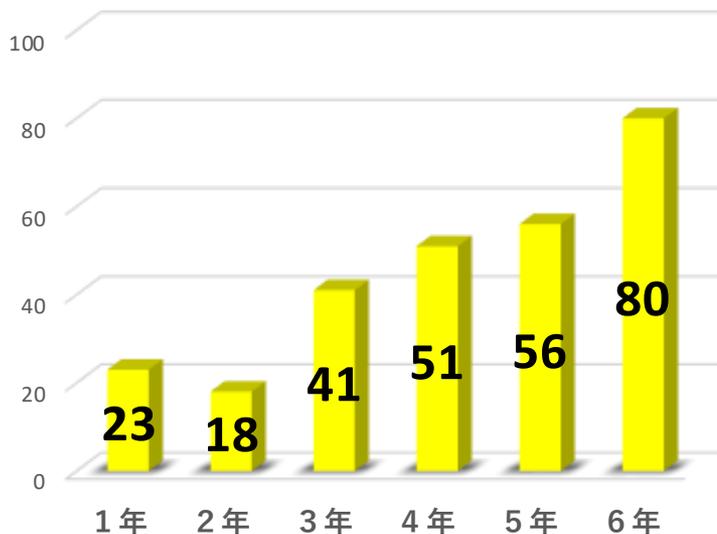
## H30 新規不登校児童数



## R1 新規不登校児童生徒数



## R2 新規不登校児童生徒数



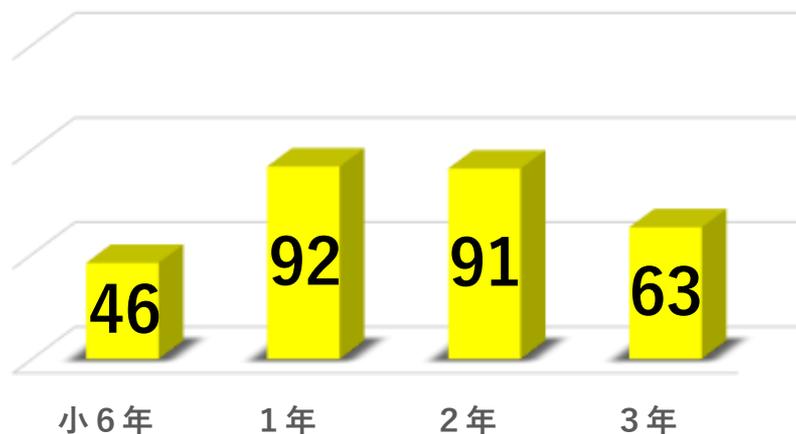
## 「新規数」を学年別に見る

・H30、R1、R2年度いずれも、学年が上がるにつれて、新規数は増加する傾向がある。

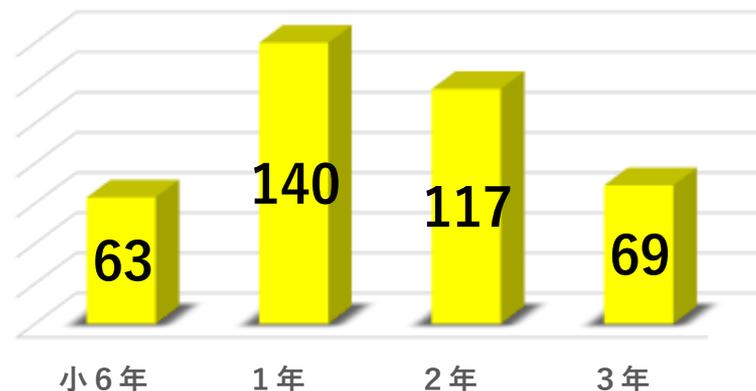


# 学年別の新規数の状況(島根県 中学校)

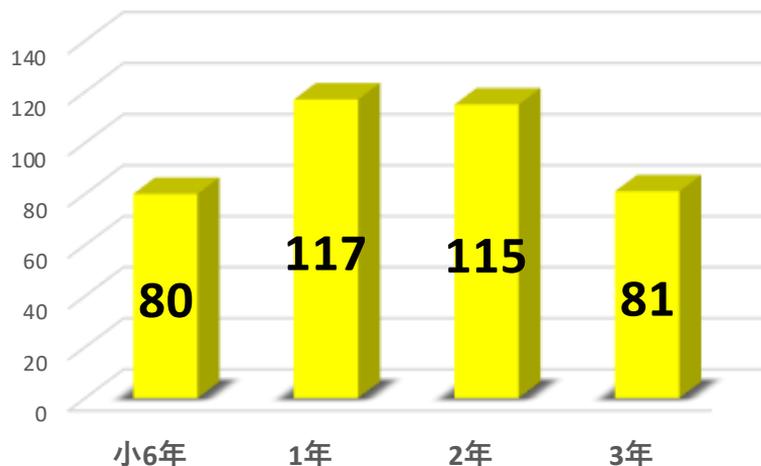
## H30年度 新規不登校児童生徒数



## R1 新規不登校児童生徒数



## R2 新規不登校児童生徒数



## 「新規数」を学年別に見る

・小学校6年時に比べて、中学校1年生になると新規数が急増している。

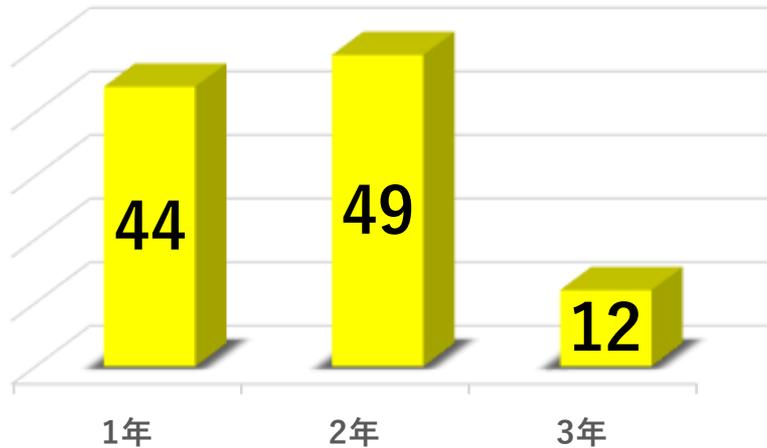
・H30、R1、R2年度いずれも、1年生が最多で、学年が上がるにつれて、新規数は減少している。

中学校1年生での新規不登校者には、小学校4～6年の間に、長期欠席（病欠等も含む）の経験がある者が5割程度含まれる。

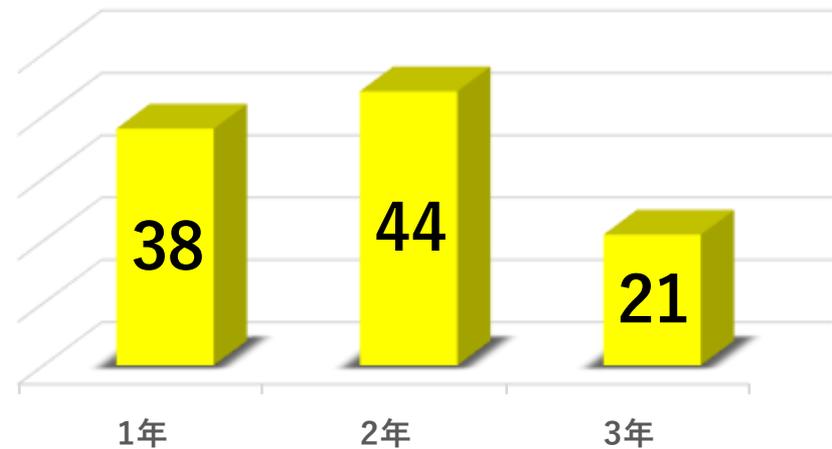
国立教育政策研究所調査より

# 学年別の新規数の状況(高等学校全日制)

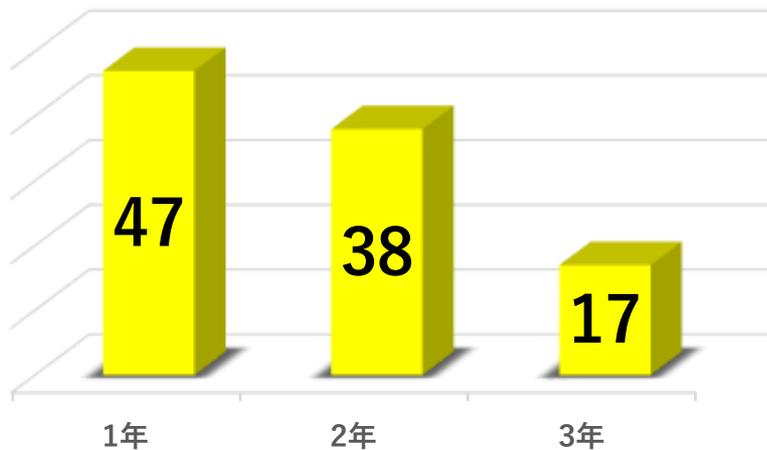
H30年度 新規不登校生徒数



R1年度 新規不登校生徒数



H2年度 新規不登校生徒数



## 「新規数」を学年別に見る

- ・H30、R1、R2年度いずれも、1年生、2年生で不登校の新規数が多くみられる。
- ・3年生になると、それまでの1、2年生に比べて、新規数は減少している。

# 新規数が減少するのはなぜ？

小学校

6年生になると新規数が落ち着く傾向  
(H29～R1)

中学校・  
高等学校

学年が上がるにつれて新規数が減少する傾向

なぜ？

これまでの取組にヒントがあるのでは？



- 最高学年、学校のリーダーとしての責任感が高まる。
- 活躍の機会が増える。頼りにされる。
- 認められる場がある。自己有用感が高まる。
- 修学旅行などの楽しい行事に参加したい。
- 進学や就職などの進路の見通しがもてるようになる。

どの学年においても、学年に応じてこのヒントを生かしてみても  
どうでしょう。

## 「自己有用感」とは

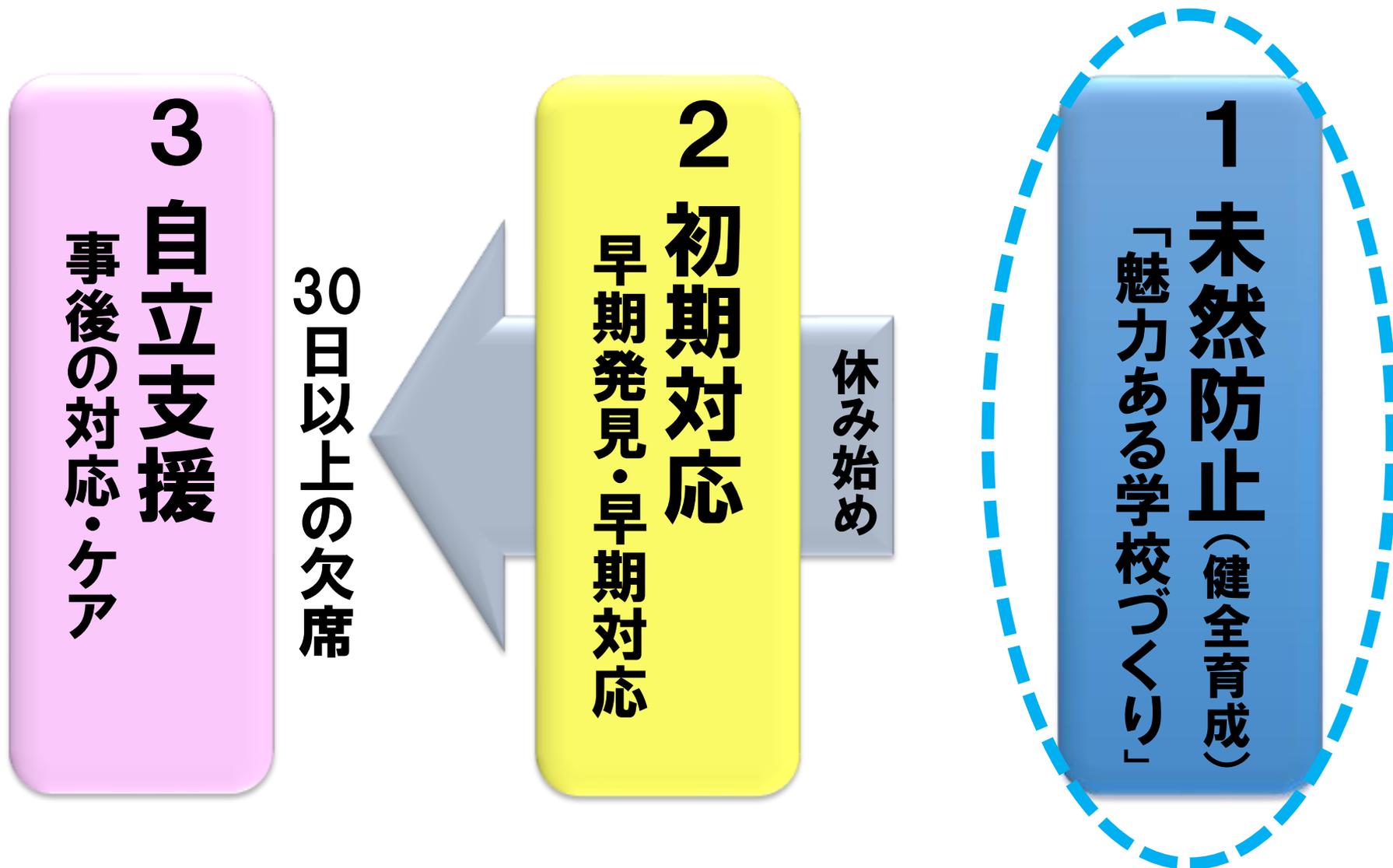
### 自分に対する他者からの評価が中心

人の役に立った、人から感謝された、人から認められた、という「自己有用感」は、自己と他者(集団や社会)との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価

行事に取り組む、学習に取り組む際などに、子ども自身に目標や工夫する点、努力する点などを考えさせておき、その基準に沿ってどこまで達成できたのかを評価することが「認める」という行為では重要になります。それが、「自己有用感」を育むのです。

# 4 今後の取組について I (未然防止の取組)

## (2) 未然防止のために取り組むこと



# 未然防止

不登校という事象に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせないような日々の学校生活の充実です。どの児童生徒も落ち着ける場所をつくること（**居場所づくり**）、全ての児童生徒が活躍できる場面をつくること（**絆づくりのための場づくり**）が鍵になります。



## あらゆる教育活動で

全ての児童生徒の  
**「心の居場所」**  
となる学校

そのために

教職員が、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場を提供する。

【安全安心な学校づくり】

全ての児童生徒の  
**「絆づくりの場」**  
となる学校

そのために

児童生徒が、主体的に取り組む活動を通し、自らが「絆」を感じ取り、紡いでいく。

【場と機会の設定】

# 日々の学校生活の改善から 未然防止は始まる

具体的には、**わかる授業づくり**を進める、全ての児童生徒が参加・活躍できる**授業を工夫する**、といったことから始めましょう。



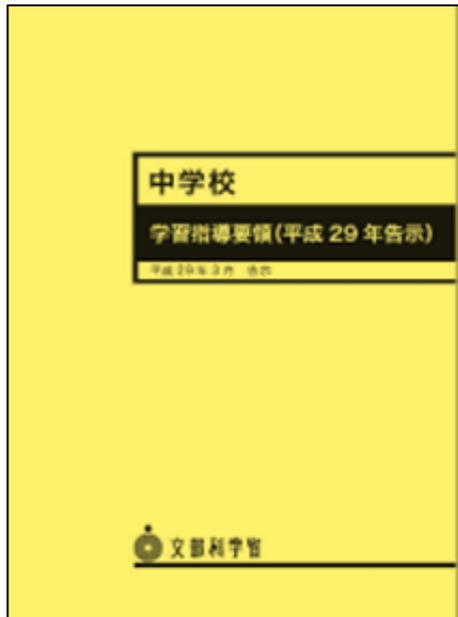
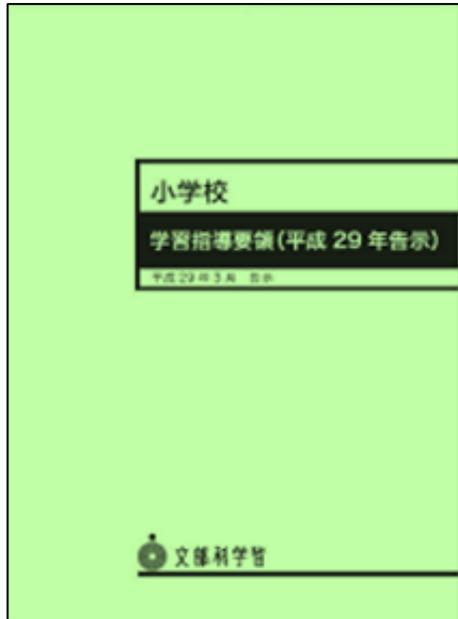
## 第1章 総則

### 第4 児童生徒の発達の支援

#### 1 児童生徒の発達を支える指導の充実

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

※小学校、中学校それぞれの学習指導要領に「児童」「生徒」と表記してあるものを「児童生徒」としている。



## わかる授業づくり

主体的・対話的で深い学び

学習指導

新学習指導要領における各教科等のポイントを押さえた授業づくり

自己指導能力の育成

生徒指導

生徒指導充実のための3つの視点を生かした授業づくり

学習環境

学び合う集団づくり・心の居場所となる集団づくり  
教室環境の整備

## 学習指導 の充実

### 授業チェックリスト

日々の授業で大切にしたいことを、教師側からまとめています。  
各校で「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業を振り返ってみましょう！

#### 指導と評価の一体化のために

- 児童生徒が目標を達成した具体的な姿で評価水準を設定している。
- 学習過程のどの場面で、どのような方法で評価をずるか明確になっている。

#### 「目標(ねらい)」「めあて」

- 「目標(ねらい)」と「めあて」の関わりを教師が理解し、単元(題材)や単元評価において適切に設定している。

#### 発問・指示

- 児童生徒が学習に対する発問しや意欲をもつことができるよう、発問や指示をしている。

#### 教材・題材

- 単元(題材)目標を達成するために、児童生徒の実態にあった教材・題材を考慮している。

#### 家庭学習

- 基礎・基本の定着を図ったり、発展的な内容につなげたりする家庭学習を考慮している。
- 家庭学習への進捗が継続するよう、宿題を適切にみて、適切な評価をしている。



#### 「まとめ」「振り返り」

- 「まとめ」と「振り返り」は一緒ではないことを理解するとともに、学んだことが次の学習につながるよう工夫している。

#### 学習課題の把握

#### 学習課題の解決

#### 学習の定着・発展

#### 考えの表現や整理

- 自分の考えを自分の言葉や図、絵などで表現したり、話し合いの結果を整理したりすることができるように指導している。

#### 学習形態

- 児童生徒にとって必要感のある学び合いの場を設定している。(ペア、グループ、一斉、個別など)

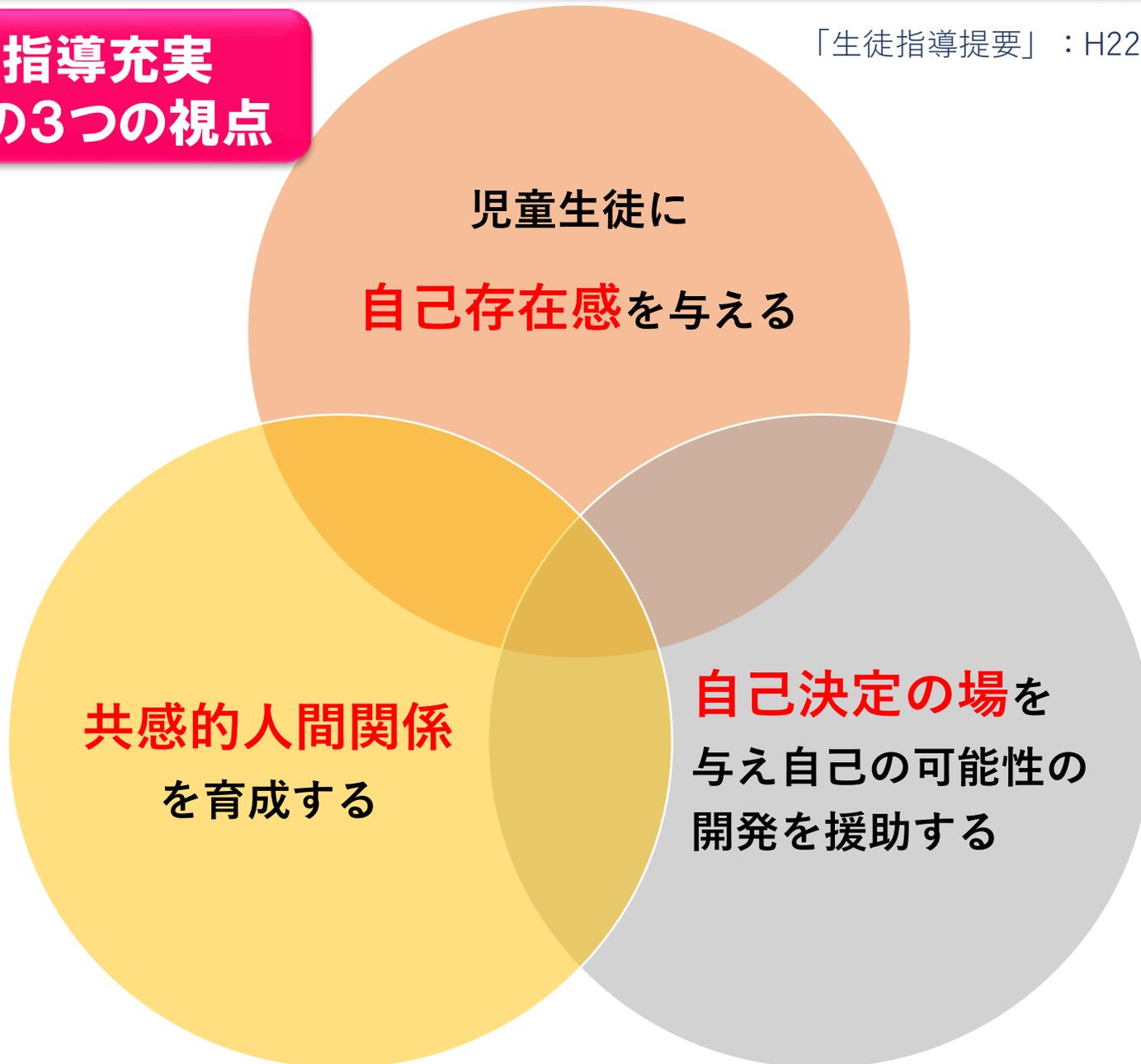
#### 学習環境

よい授業をするためには、学習環境を整えることが極めて重要です

- 学び合う集団づくり
- 教室環境の整備

- 「目標」と「ねらい」は同義とし、「目標(ねらい)」を達成するための学習課題を、児童生徒の立場で示したものを「めあて」とします。
- 「まとめ」(本時のまとめ)は、本時の課題に対する答えや結論です。学んだ内容や方法等の整理や確認等を意味します。
- 「振り返り」は、各自(一人称)の学びの捉え直しです。単元や単元評価において、自らの学習をまとめ、次の学習につなげます。自分の学習の状況や、学びの道りを振り返ることも大切です。

## 生徒指導充実 のための3つの視点



## 生徒指導充実 のための3つの視点

児童生徒に  
**自己存在感**を与える

### 例えば . . .

- ◆授業中に児童生徒の顔を見ながら声をかけたり名前を呼んだりする。
- ◆一人一人のよいところを認め、積極的にほめたり励ましたりする。
- ◆児童生徒のつぶやきを取り上げるなどし、学習に参加している意識を高める。
- ◆児童生徒が誤った回答をした場合でも、全員で考える契機とするなど、発言等を大切に扱う。
- ◆学習活動の中に一人一人の役割があるように工夫する。発言しない児童生徒にも配慮する。

## 生徒指導充実 のための3つの視点

### 共感的人間関係 を育成する

## 例えば . . .

- ◆教師と児童生徒、児童生徒同士がお互いのよさを認め合えるようなかかわりをする。
- ◆児童生徒の発言をつなぎ、集団での学び合いとなるようにする。
- ◆児童生徒同士が自分の考えを伝え合う場を意図的に設定する。
- ◆児童生徒が自分の考えを伝え合い、互いのよさや違いを認め合うことができるようにする。
- ◆教師・児童生徒が、お互いにうなずいたり温かい声をかけあったりするような雰囲気づくりをする。

## 生徒指導充実 のための3つの視点

**自己決定の場**を  
与え自己の可能性の  
開発を援助する

### 例えば . . .

- ◆児童生徒が自分たちで課題を設定し、追及する活動機会を設ける。
- ◆児童生徒一人一人が、自分の考えを持って学習に取り組むことができるようにする。
- ◆児童生徒が考えたり調べたりする時間を十分に確保する。
- ◆多様な考えを引き出すような発問を工夫する。
- ◆様々な学習方法の中から、児童生徒自ら選択する機会を設ける。

## わかる授業づくり

### 主体的・対話的で深い学び

学習指導

新学習指導要領における各教科等のポイントを押さえた授業づくり

### 自己指導能力の育成

生徒指導

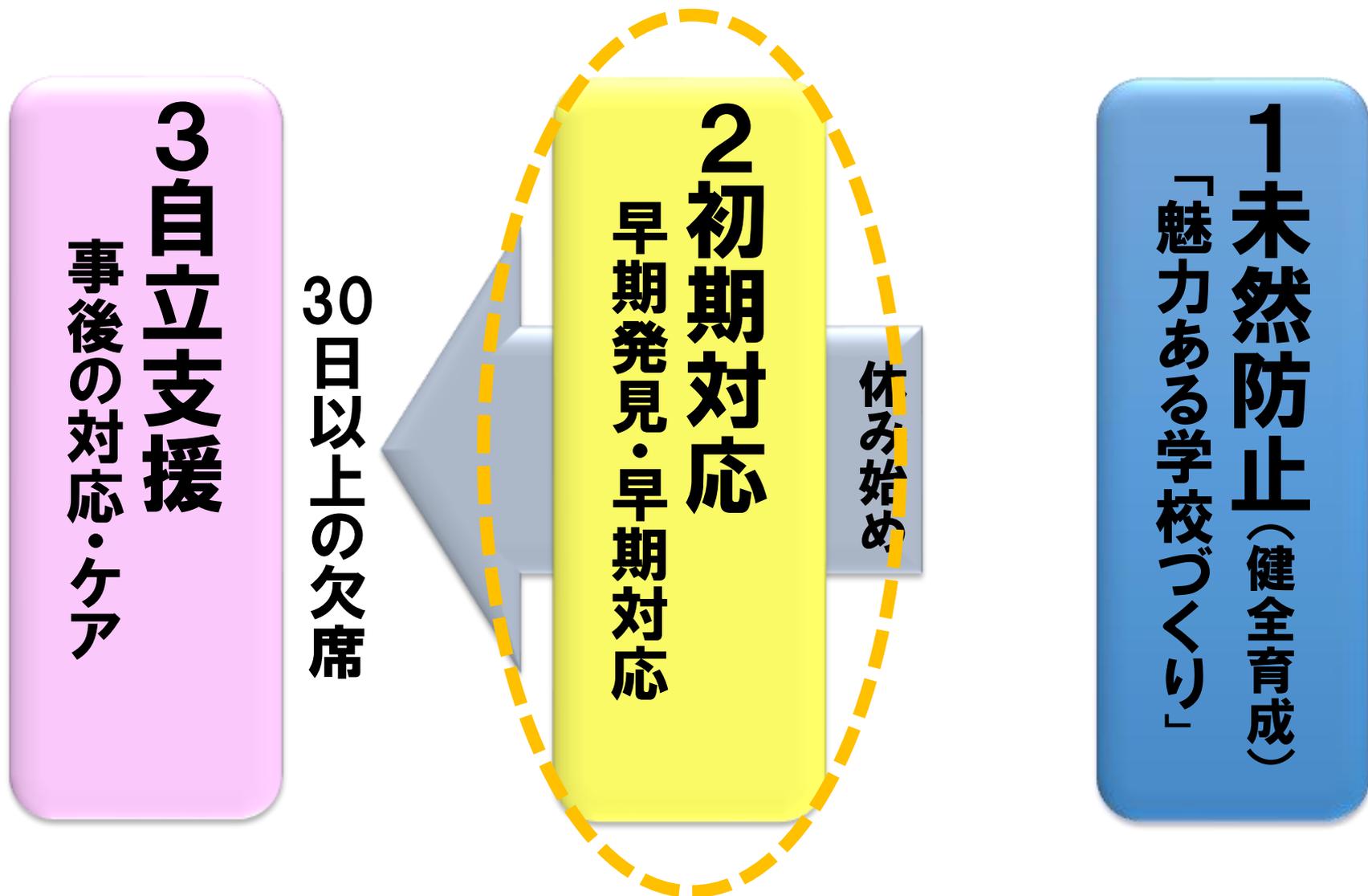
生徒指導充実のための3つの視点を生かした授業づくり

学習環境

学び合う集団づくり・心の居場所となる集団づくり  
教室環境の整備

# 5 今後の取組についてII (初期対応・自立支援)

## (1) 不登校対応に組織で取り組む



# チームで取り組む(PDCAサイクル)

## 不登校等の状況についてのアセスメント

実態・背景を正しく把握  
しよう

- ・ 情報収集
- ・ 情報集約

## 不登校児童生徒への支援計画

対応方針を明確にしよう

- ・ 情報共有
- ・ 取組計画 (長期、中期、短期)

## 実 行

組織的に取り組んでいこう

- ・ 周知徹底
- ・ 役割連携
- ・ 具体的な取組

## 指導・支援等についての点検・検証

点検・見直しをしよう

- ・ 効果を検証
- ・ 課題の明確化

指導の  
ブレを防ぐ

合  
意  
形  
成

教育相談コーディネーター等がコーディネーター  
教頭・主幹教諭・生徒指導主任・主事

# 不登校等の状況についてのアセスメント

## 実態・背景を正しく把握しよう

### 情報収集

学校内外のあらゆる場面に対して教職員全員でアンテナをはり、情報を得る。

- 担任、授業担当者の観察からの情報
- 養護教諭からの情報
- 昇降口でのあいさつ運動からの情報
- 面談、アンケートからの情報
- 家庭からの情報
- 地域からの情報
- 保育園、幼稚園、小学校、中学校等からの情報

### 情報集約

得た情報を集約するシステムをつくる。

- ノート、ファイルへの記録
- 共有データへの記録
- 健康観察一覧表作成
- 綿密な実態調査
- 蓄積して次年度へ

## 対応方針を明確にしよう

### 情報共有

個人ファイル等を回覧したり、定期的に会を行ったりして情報を共有する。

- ノート、ファイル等、資料の回覧
- 年度当初の児童理解の会
- 情報共有の会の開催
- コンパクトケース会議

### 取組計画の策定

指導・対応方針を確認し、具体的な取組計画を策定する。

- 見通しをもった支援
- 支援のスケジュールづくり
- タイミングのよい他機関連携

## 組織的に取り組んでいこう

### 周知徹底

指導・対応方針及び取組計画についてくり返し説明し、合意形成を図る。

- 教職員への周知徹底
- 児童生徒への周知
- 保護者への周知

### 役割連携

役割連携を行い、組織的に支援を行う。

- 管理職の役割
- コーディネーター（教頭、主幹教諭、生徒指導主任・主事、教育相談コーディネーター等）の役割
- 担任、養護教諭、相談員の役割
- SC、SSW、他の関係機関の役割

## 組織的に取り組んでいこう

### 具体的な取組

児童生徒や保護者の気持ちに寄り添い、各校や各担当の個性を生かした支援の方法を工夫する。

- 積極的な声かけ
- スモールステップの目標設定
- 1日のスケジュールづくり
- 達成感を与える工夫
- 児童生徒の居場所づくり
- 相談室の工夫
- メールの活用
- 長期休業終了前面談
- 不登校支援会議

## 点検・見直しをしよう

### 点検・検証

随時取組を見直して修正を行い、効果的な支援を行う。

- 取組の見直し
- 取組の効果検証、課題の明確化
- 改善策の検討
- 支援や指導、対応方法の修正



これらのサイクルを回していく

## ～具体的な取組内容～

### 情報収集・情報集約

#### 「記録ノート」（他類似の記録ファイル類多数あり）の活用

- 記録ノートに児童の様子を記入し、回覧することで、児童の課題の**早期発見、早期対応**に結びついた。また、1年間の記録を残すことで、児童の変容や指導内容を**確実に次年度に引き継ぐ**ことができた。
- 別室対応や個別対応の児童の支援状況や保護者との連携状況を**正確に把握**できるようになり、共通理解に基づく**チームでの**児童対応・保護者対応につながった。
- 子どもと親の相談員との**情報交換の時間が十分にできない時も**、ファイルを見て不登校傾向の児童について日々の様子を把握することができた。

#### 「子どもを語る会」等での全職員の共通理解

- 児童の問題行動及び不登校の状況、不適応を示す児童への対応等について、担任及び担当者からの情報提供、意見集約、対応の共通理解を図った。**担任1人が問題を抱え込まず**、また、他の教員からの働きかけや情報収集がしやすくなった。

## ～具体的な取組内容～

### 情報収集・情報集約

#### ランチミーティングでの情報共有

○毎週昼食時に支援員、特別支援教育コーディネーターで児童に関する情報共有を行っている。支援員等には、**それぞれの立場での見取りや気づき**があり、児童の支援にとって非常に有益な情報である。それを**集約**することで、より良い支援へとつなげていくことができる。

○担任と支援員等が連絡・相談できる時間は限られている。**特別支援教育コーディネーターが情報を集約**することで**速やかな情報伝達**が行える。

#### 保健室来室児童数記録の共有など保健室との連携

○**毎月の出席状況を**不登校対策コーディネーターが確認し、1日欠席は電話連絡、2日連続欠席は家庭訪問するようにした。**また遅刻が続く児童を把握し**、気になる児童についてはケース会議を行い、対応した。**保健室に来室する回数が多い児童**の把握を毎日おこない、担任に様子を聞き、教室での様子を確認するようにしている。

## ～具体的な取組内容～

### 方針の明確化

#### 不登校対策委員会の開催

○**毎月1回程度**、不登校傾向の児童について、現状の確認と支援の方向を相談するために、対象児童や保護者の支援に関わる者が参加し、不登校対策委員会を開催した。会議終了後は**会議記録を関係者へ回覧**し、会議内容や今後の支援方針を確認した。様々な立場、視点から児童や保護者、その他周りの環境を捉え、対応の方針について検討することができた。また、今後の方針についても情報を共有し、**(チーム)で対応**することができた。

#### 情報共有、支援方針の明確化と検証、支援方針の改善のシステムをつくる。

○**コーディネーター**が週ごとに支援計画を立てる。支援計画には、現在の児童の状況、**だれがどこでどんな支援を**するのか明確に記入し、管理職、保健室、特別支援部、担任に配布する。金曜日には、週の取組を振り返り、次週の支援に反映させる。生徒指導職員会において情報共有を図り、長期的な支援の検証、改善を**全体に周知**する。これらの取組をを行うことで、短期・長期的な支援の方法を明確にし、検証、改善することができた。

## ～具体的な取組内容～

### 方針の明確化

#### デスクネット（校務支援システム）の活用

○支援が必要と思われる児童に対して、**支援員の支援体制表**を毎週作成し、**全職員**にデスクネットを活用して配信し周知徹底する。合わせて、「**支援会議の結果**」や「**支援の方向性**」についてもその都度情報を発信し、情報共有の徹底を図り児童支援体制を充実させていく。デスクネットを活用することで、支援体制表や児童個々の新たな変容・支援方針等を全職員で共有して指導・支援に当たれるようになった。また、**さまざまな立場の職員が**支援を必要とする児童に対して**声かけをしたり、関わりを持ったり**できるようになった。さらに、**担任が孤立感をもたず**、組織で対応しているという認識が職員間に育ってきた。

### 組織的な取組

#### 専門家、外部機関との連携

○**SCを活用**するなど、専門家の視点を導入することで、専門機関、医療機関との連携が進み、必要な支援ができた。

## ～具体的な取組内容～

### 組織的な取組

#### 専門家、外部機関との連携

○SCを活用するなど、専門家の視点を導入することで、専門機関、医療機関との連携が進み、必要な支援ができた。

#### 情報伝達の工夫・給食の時間の利用

○別室登校している児童は、**学級での学習の様子が分かりにくい**ため、担任がその日の時間割、学習内容を記入し、不登校対策コーディネーターへ渡し、不登校対策コーディネーターが別室登校している児童へ時間割表を渡すとともに、その日の授業についての詳しい情報を知らせるようにしたことで、児童が教室へ上がる時間を決めるだけでなく、相談室で学習を支援する際にも、教室の学習の進捗を確認しながら学習を進めることができた。また、児童にとっても、**教室での学習内容**を知ることができ、安心することができた。

○担任が児童と過ごす時間を確保するために、**給食の時間**を利用した。給食時に担任が相談室で給食を食べ、代わりに**不登校対策コーディネーターが学級で給食指導**をする機会を作った。別室登校児童が、担任とまとまった時間を一緒に過ごす時間を確保することができた。

## ～具体的な取組内容～

### 組織的な取組

#### 安心できる居場所にするためのルール等の整備

○学級以外の児童の居場所として、**別室の利用について**校内体制の整備と部屋の**ルールづくり**を行い、子どもが安心感もてる居場所づくりを行う。ルールづくりを行い、子どもに示すことで、部屋の過ごし方がわかりやすく、**落ち着いて過ごす**ことにつながった。利用の仕方や対応する教職員を明確にしたことで、校内体制の整備につながった。

### 点検・検証

#### 支援ファイルの記録を見直し、今後の支援に役立てる。

○毎日の子どもと親の相談員の記録から、教頭、主幹教諭、担任が支援方法を検討することに加え、**さらにより素早い対応を目指し**、教頭、子どもと親の相談員、図書館司書の三人でミニケース会議を持ち、情報共有と振り返りを行うことでミニケース会議での情報交換と振り返りをもとに、**スピード感**をもってよりよい支援につなげることができた

# 5 今後の取組についてII (初期対応・自立支援)

## (2) 社会的自立に向けた支援

**1 未然防止**（健全育成）  
「魅力ある学校づくり」

休み始め

**2 初期対応**  
早期発見・早期対応

30日以上の欠席

**3 自立支援**  
事後の対応・ケア

## 支援体制を整える必要性

### ■担任の負担感

- ・担任の役割は多く、担任も支えを必要としている。

### ■校内での支援の限界、専門性の必要感

- ・専門的な知識がなく、対応が難しいケースもある。

組織としての取組、専門機関と連携した取組  
が必要

支える人を支える

支援者の困り感を共有する。支援者を支える。  
組織として取り組む。専門機関と連携する。

## 関係機関との連携の実際

### ■学校が感じていること

- ・どこにどのような件を相談したらよいのかわからない。
- ・つなぐ際の流れを知っていると安心できる。
- ・専門機関のことをもっと知って活用したい。
- ・連携すると助けになる。
- ・違う立場から意見を言ってもらえる。 など

つなぎたい  
つながりたい

連携の経験や十分な知識、情報がないために  
有効な連携ができていない

知る・つながる

関係機関との連携に関する知識・理解を深める。  
関係機関と連携する。

## 連携にかかわる支援体制を見直してみましょう

### 専門家の活用

- 組織が形骸化し、対策を専門家に依存している状況はありませんか。

### 機関連携

- 具体的な関係機関（団体）の存在と活動内容に関する理解は進んでいますか。
- 機関連携の必要性について、教職員の共有はなされていますか。
- 対応窓口や管理職と教職員の役割分担等、組織対応の体制は整っていますか。

# 学校における支援体制の充実

## 教育相談体制

- 関係者間で共有できる環境となっていますか。
- 専門家は参加していますか。

## 校種連携

- 状況により、校種間で引き継ぐ内容が整理され共有されていますか。

■まず取り組むことを1つ考えてみましょう。

魅力あるよりよい  
学校づくり

いじめ、暴力行為等問題行動  
を許さない学校づくり



あらゆる教育活動をとおした「居場所づくり」  
や「絆づくり」の取組により、学校がどの児童  
生徒にとっても「意味のある大切な場」とな  
るために、『魅力ある学校づくり』を推進し  
ていきましょう。

# 参考資料：生徒指導リーフ(文部科学省 国立教育政策研究所)

文部科学省  
国立教育政策研究所  
National Institute of Educational Policy

※資料提供: <http://www.nier.go.jp/chiida/leaf/leaf02.pdf>から、直接ダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidoni!

「絆づくり」と  
「居場所づくり」

Leaf.2

生徒指導・進路指導研究センター

文部科学省  
国立教育政策研究所  
National Institute of Educational Policy

※資料提供: <http://www.nier.go.jp/chiida/leaf/leaf14.pdf>から、直接ダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidoni!

不登校の予防

Leaf.14

生徒指導・進路指導研究センター

文部科学省  
国立教育政策研究所  
National Institute of Educational Policy

※資料提供: <http://www.nier.go.jp/chiida/leaf/leaf22.pdf>から、直接ダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidoni!

不登校の数を  
「継続数」と「新規数」と  
で考える

Leaf.22

生徒指導・進路指導研究センター



ご清聴ありがとうございました。



島根県教育庁教育指導課  
子ども安全支援室